

## 令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和元年8月8日（木） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 10名

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員  | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員  |
| 5. 山田 芳裕 委員  | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員  |
| 8. 石井 栄一 委員  | 9. 時田 将 委員  | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 |             |              |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮  
主任主事 田中 絵美

### 4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について         | 2件 |
| 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について         | 5件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について         | 7件 |
| 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について       | 2件 |

### 5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

8番、石井栄一委員

9番、時田将委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。  
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」との声多数あり）

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。  
今回の現地調査班は3班です。時田将班長より総括的な報告をお願いいたします。

時田 班長 議長

浅海 議長 9番、時田将班長

時田 班長 3班の現地調査の報告をいたします。  
8月2日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、浅海会長、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。  
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計3件です。  
3班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。  
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。  
以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1、審議番号2は関連していますので一括審議したいと思います。皆様ご異議ありませんか。  
（「異議なし」との声多数あり）

浅海 議長 異議なしと認め、審議番号1、審議番号2を一括審議とします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括してご説明いたします。  
申請地は、審議番号1は、田2筆、合計面積911平方メートルで、審議番号2は、田1筆、面積376平方メートルです。  
転用計画は、所有権移転による資材・車両置場用地です。  
申請理由は、譲受人は設備業を営んでいますが、事業の拡大による資材の増加に加え、所有する駐車スペースの不足により、既存の資材置場だけでは手狭になったことから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、砂利敷きによる自然浸透とすることで雨水等の流出を抑制するとともに、周囲に土堰堤を設置し、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存の資材置場及び事業所の隣接であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長  
石原 委員  
浅海 議長  
石原 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

8番、石原和弘委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括して調査報告いたします。

8月2日に事務局において、申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

審議番号1は、田2筆、合計面積911平方メートルで、審議番号2が田1筆、面積376平方メートルで、合計面積1,287平方メートルの休耕田です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、出入口付近の雑草等及び申請地内の樹木や雑草等の除去、防護柵は地中に埋めて設置、車両スペースの区分けにトラロープを使用することを確認しました。次に、既設資材置場との通用口において、安全性を考慮した柵などを設置しないのか確認したところ、通行には細心の注意を払うので特に設置しないとの回答でした。次に、土堰堤は経年劣化することから、維持管理に努めること、前面道路は通学路にもなっていることから工事期間中はもとより、施工後も十分注意すること、許可後は速やかに着工し、使用後は工事完了報告書を提出するとともに、提出後6カ月経過した後に地目変更を行うよう指導しました。最後に、道路河川管理課より協議依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑9筆、合計面積4,554平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

浅海 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第2号生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑9筆、合計面積4,554平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買い取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買い取り申出事由が生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

第1号から第3号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の5ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出7件の計12件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について2件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長 これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和元年9月9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 栄一

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時田 将